

脳腫瘍の米女性医師の処方薬で死亡

脳腫瘍で余命宣告された米国のブリタニー・メイナードさん(29)が「尊厳死」を選択し、医師から処方された薬を服用して亡くなった。日本では、医師が患者の死に手を貸す同様の行為をした場合、刑事事件になる可能性がある。終末期医療をめぐる厚生労働省や関係学会がそれぞれ指針を公表しているが、関係者は「国民的な議論が必要だ」と指摘する。

自ら選ぶ「最期」 日本にも波紋

議論なお「タブー視」

終末期医療の問題に詳しい佐々木泉顕弁護士によると、医師が処方した薬を患者が服用して死亡した場合、日本では医師が自殺ほう助罪に問われる可能性がある。また、医師が薬剤を直接患者に投与して死なせた場合は、殺人や承諾殺人の罪に問われる可能性があるという。

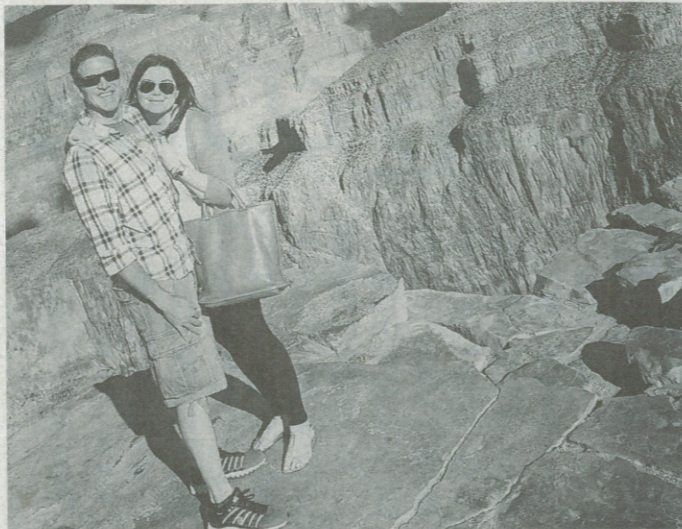
今回の米国のケースが「尊厳死」と表現されるこ

とに異論を唱えるのは、日本尊厳死協会副理事長の長尾和宏医師だ。

「治る見込みがない患者を死なせるために医師が薬を処方しており『安楽死』に当たる。患者の意思を尊重して、過剰な延命治療を施さない『尊厳死』とは明らかに異なる」

同協会は、会員約12万人が過剰な延命治療を拒む意思を表明した「尊厳死の宣

10月21日、米アリゾナ州のグランドキャニオンで記念撮影のブリタニー・メイナードさんと夫 (The Britany Fund.org提供・AP) 共同



終末期医療に関する各指針のポイント

Table with 4 columns: Year/Organization, Key Points. Includes '厚生労働省 2007年', '日本老年医学会 12年', '日本救急医学会 14年', '日本集中治療医学会', '日本循環器学会'.

言書」(リビングウイル)を作成している。長尾医師は「日本ではそもそも終末期医療に関する議論がタブー視されている。穏やかな最期を望むのは皆、同じだ。今回の出来事をきっかけに本質的な議論を進めなければならぬ」と話す。

進む指針策定

超党派の国会議員連盟は、医師が人工呼吸器などの延命治療を中止した場合でも刑事責任を問われないよう尊厳死の法制化を目指し、法案の内容を検討してきた。自民党プロジェクトチーム(PT)も延命治療の中止手続きなどをまとめた法案を作成しているが、国会提出のめどは立っていない。

個人の死生観や倫理観が絡む問題だけに、さまざまな意見がある。「尊厳死の法制化は医師の刑事免責が目的。意味があるのか」との批判や、「死を前提とした医療では議論は深まらない」と冷やかな見方もある。

一方、厚生労働省は2007年、患者本人による意思決定を基本とする終末期医療の指針を国として初めて策

定した。他にも、呼吸器の取り外しを選択肢として盛り込んだ日本救急医学会などの指針や、口から食べられなくなった人のおなかに小さな穴を開けてチューブで栄養を送る「胃ろう」など、人工栄養補給の開始や中止に関する日本老年医学会の指針が策定されている。

悩む患者たち

米国の女性と同じ、脳腫瘍の患者らでつくるNPO法人、脳腫瘍ネットワーク副理事長の田川尚登さん(57)は「医師から余命半年と告げられても、実際には何年も生きる人もいる。米国の女性は今の段階で、自分で命を絶つ必要はなかったのでは」と話す。

田川さんは、16年前に6歳の娘を脳腫瘍で亡くした。余命半年と宣告されたからも、家族で楽しい時間を過ごしたいと一緒に旅行に出かけたりした。その後、娘は容体が悪化。最後は脳死状態となったため医師と話し合って呼吸器などの延命治療を中止したという。重い病気で入院中の子どもに付き添う家族らが宿泊できる施設の運営にも携わる田川さん。尊厳死を否定しないとした上で「さまざまな考え方があがるが、患者や家族が悩みながらも病と闘い、生きていることも知ってほしい」と訴えた。